

## 居宅介護事業所関係

### 【報酬改定について】

#### 1 主な改正内容

##### (重度訪問介護)

- 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大
  - ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の利用者が対象

##### (同行支援)

- 特定事業所加算の要件追加
  - ・「良質な人材の確保」の要件の選択支として下記内容が追加

要件：盲ろう者向け通訳・介助員で、同行支援従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

#### 2 県への届出

- 4月1日から加算を算定する場合、4月15日までに体制届を電子申請にて提出してください。
- 様式は決まり次第、HP及びメールにてお知らせします。